

発議第8号

別紙のとおり沖縄の声にこたえ、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を提出するものとする。

平成23年12月13日提出

発議者 三島市議会全議員

沖縄の声にこたえ、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

2011年1月12日、沖縄市の国道329号で在沖米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、日本人会社員（当時19歳）の運転する軽自動車に正面衝突して死亡させる事故が発生したが、「公務執行中」であったことを理由に、那覇地検が日米地位協定にもとづき米軍属を不起訴処分としたことに沖縄県民の怒りが広がっていた。

被害者の母親が「日本で起こした事故なのに、人の命を奪って日本の裁判で罪を問えないのはおかしい。こんな協定は間違っている」と涙ながらに訴え、不起訴処分に対する審査を申し立てたことについて、検察審査会も「起訴相当」の議決とともに、日本の裁判所で審理できないことは「日本国民として非常に不合理だと考える」と批判、日米地位協定の改定を求めてきた。

この死亡事故のように、米軍が「公務執行中」と認定すれば米軍関係者の刑事事件の第一次裁判権を日本が放棄せざるを得ないという日米地位協定の不公正な規定に対する国民の怒りの前に、日米合同委員会が軍属の「公務執行中」の犯罪について、米側が刑事訴追しない場合は日本側で裁判ができるよう日米地位協定の運用を見直し「好意的考慮を払う」ことで合意したことを受け、那覇地検は、改めて米軍属を自動車運転過失致死罪で起訴したところである。

しかしながら、米軍人による犯罪は対象外であることや、軍属に対する日本側の裁判権の行使には被害の程度が深刻であることと米側の「好意的考慮」が条件とされるなど、相手側の「好意」に頼るのでは極めて不十分なものだと言わざるを得ない。

よって政府は、日本における米軍関係者のすべての犯罪を日本の法と司法によって厳正に裁くことができるよう、一刻も早く日米地位協定を抜本的に改定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月13日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
法 務 大 臣 様
外 務 大 臣 様
防 衛 大 臣 様
内閣府特命担当大臣 様
(沖縄及び北方対策)